

令和 2 年 9 月

第 2 回松阪地区広域消防組合議会臨時会

会 議 録

開会 9 月 8 日

閉会 9 月 8 日

松阪地区広域消防組合

令和2年9月第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会

議事日程第1号 令和2年9月8日 15時30分 開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号 議長選挙について
- 日程第5 議案第6号 令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第7号 令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第8号 令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について
- 日程第8 議案第9号 監査委員の選任について
- 日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第10 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	松本 一孝 君	2番	谷口 聖 君
3番	市野 幸男 君	4番	楠谷さゆり 君
5番	深田 龍 君	6番	沖 和哉 君
7番	野呂 一男 君	8番	山本 節 君
9番	海住 恒幸 君	10番	中島 清晴 君
11番	久松 倫生 君	12番	西村 友志 君
13番	堀端 脩 君	14番	志村 和浩 君
15番	吉田 勝 君	16番	世古口哲哉 君
17番	奥山 幸洋 君		

議場出席説明者

管理者	竹上 真人 君	副管理者	久保 行男 君
副管理者	永作 友寛 君	消防長	武田 一晃 君
消防次長	松本 芳昭 君	監査委員	西村 和浩 君
会計管理者	久世 徹 君	総務課長	中川 悟 君
予防課長	瀧 伸行 君	松阪中消防署長	中西 正幸 君

事務局出席職員

事務局長 白藤 哲央

○副議長（世古口 哲哉君） これより令和2年9月第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会を開会いたします。議案説明のため、管理者以下関係者の出席を求めましたから、ご報告いたします。次に、議員の交代がございましたので、ご報告いたします。松阪市選出議員として、松本一孝議員、谷口 聖議員、市野 幸男議員、楠谷 さゆり議員、深田 龍議員、沖 和哉議員、堀端 脩議員、野呂 一男議員、山本 節議員、海住 恒幸議員、中島 清晴議員、久松 倫生議員、西村 友志議員、次に、多気町選出議員として、志村 和浩議員、吉田 勝議員が、就任されておりますのでご報告いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（世古口 哲哉君） 日程第1「議席の指定」を行います。今回就任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付されております議席表のとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（世古口 哲哉君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、11番 久松 倫生議員、17番 奥山 幸洋議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（世古口 哲哉君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。本日、開会前に議会運営委員会を開催願い、協議の結果、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（世古口 哲哉君） 御異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 選挙第1号 議長選挙について

○副議長（世古口 哲哉君） 日程第4「選挙第1号 議長選挙について」を議題といたします。おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（世古口 哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。おはかりいたします。副議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（世古口 哲哉君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。議長に堀端脩議員を指名いたします。おはかりいたします。ただいま指名いたしました堀端脩議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（世古口 哲哉君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました堀端脩議員が議長に当選されました。堀端脩議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。議長に当選されました堀端脩議員よりご挨拶があります。

[13番 堀端 脩君 登壇]

○13番(堀端 脩君) ただいま消防組合議会の議長にご推挙いただきました堀端脩でございます。まずはもって御礼のご挨拶を申し上げます。また、昨今多様化する災害にむけて広域消防と地域の自主防災組織などの連携強化を目指してみえるとお聞きしております。組合議会におきましてもしっかりとサポートしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

[13番 堀端 脩君 降壇]

○副議長(世古口 哲哉君) それでは議長と交代いたします。

[議長交代]

日程第5 令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長(堀端 脩君) 日程第5「議案第6号 令和元年度松阪地区広域消防組合 会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。竹上管理者。

[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者(竹上 真人君) ただいま上程されました議案第6号令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算をご審議いただくにあたり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。令和元年度の災害発生状況を振り返りますと、7月に京都市において、放火による爆発火災が発生し、36名の尊い命が犠牲となり、また10月には、令和元年東日本台風及び前線による記録的な大雨により、関東地方から東北地方にかけての太平洋側を中心として、河川の氾濫や土砂災害等により、104名の尊い命が犠牲となるほか、3,300棟余りの家屋に甚大な被害をもたらし、緊急消防援助隊も出動しているところでございます。このように災害や事故などは多様化、大規模化し、広域的な応援体制あるいは受援体制の構築が求められており、当消防組合といたしましては、昨年度開催いたしました緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練において、松阪市をメイン会場として大規模な訓練を行い、県内消防相互応援、及び緊急消防援助隊の仕組みの確認と各種訓練に積極的に取り組み、関係機関との連携強化を図ったところでございます。今後とも住民の負託に応えるため、社会情勢やニーズを的確に捉えた消防行政を積極的に展開し、「安全、安心の確保」に努めて参る所存でございます。さて、令和元年度の主な事業につきましては、年々増加する救急需要及び高度化する救急業務に対応すべく、松阪南消防署の高規格救急車を更新配備するとともに、複雑多様化する災害に対応するため、現場映像やドローン映像を表示することのできる多目的大画面を備えた高機能消防指令センターの総合整備工事を実施したところでございます。次に、令和元年中の消防活動について、ご説明申し上げます。最初に火災の発生件数は、85件で、前年と比較し11件減少いたしました。火災種別では、建物火災は48件で、前年と同件数、林野火災は3件で、前年比1件の減少、車両火災は10件で、前年比4件の増加、枯れ草が燃えた等その他の火災は24件で、前年比14件の減少でございます。また、火災による死者は2人で、前年比1人の増加、負傷者は10人で、前年比9人の減少でございます。次に救急の状況でございますが、令和元年中の救急出動件数は、1万4,963件で、前年に比べ257件減少いたしました。しかしながら、管轄人口同規模の他の消防本部の出動状況から比べますと、突出して多い状況にありますことから、引き続き、救急車の適正利用を訴えていくとともに、松阪地区救急相談ダイヤル24の啓発にも取り組んでまいります。以上、昨年度の状況について、ご報告申し上げますが、他の事業につきましては、「主要施策の成果及び実績報告書」等の中で詳細に記述させていただきました。なお、令和元年度の会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類「実質収支に関する調書」のとおり決算することができました。以下、決算の詳細につきましては、会計管理者か

ら説明をいたしますので、よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（堀端 脩君） 久世会計管理者。

[会計管理者 久世 徹君 登壇]

○会計管理者（久世 徹君） それでは、「令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書」に基づきまして概要をご説明申し上げます。1ページから4ページをお願いいたします。当年度の予算現額は、歳入歳出それぞれ32億6,717万6,000円で、決算額は、歳入の収入済額が32億6,736万1,073円、歳出の支出済額が32億4,657万8,558円となり、歳入歳出差引残額は2,078万2,515円となりました。9ページ、10ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額31億2,741万8,000円は、当組合構成市町からの分担金です。第2款 使用料及び手数料の収入済額721万3,046円の主なものは、行政財産使用料、通勤用自動車駐車場使用料、危険物関係手数料です。第3款 繰越金の収入済額1,522万1,301円は、前年度繰越金です。第4款 諸収入の収入済額1,410万8,726円の主なものは、12ページ高速道路救急業務支弁金、三重県防災航空隊派遣職員給与等収入です。第5款 組合債の収入済額1億340万円の主なものは、高規格救急自動車購入事業、高機能消防指令センター整備事業などに対する起債です。13ページ、14ページをお願いいたします。続きまして、歳出でございますが、詳細は「令和元年度主要施策の成果及び実績報告書」等に記載しておりますので、各款別に主な支出内容をご説明申し上げます。第1款議会費の支出済額53万281円は、主に議会開催に要した経費です。第2款総務費の支出済額4億5,511万8,206円の主なものは、人件費及び消防本部の諸経費です。15ページ、16ページをお願いいたします。第3款消防費の支出済額27億1,739万4,830円の主なものは、人件費及び松阪中消防署、松阪南消防署、松阪北消防署、明和消防署及び5分署にかかる火災、救急、救助などの消防活動に要した経費と、高規格救急自動車の更新配備、18ページの高機能消防指令センター整備事業、新指令室等庁舎改修事業です。第4款公債費の支出済額7,353万5,241円は、長期債償還元金と長期債償還利子です。続きまして、21ページの実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2,078万3,000円、翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、全額実質収支となりました。23ページ、24ページの財産に関する調書ですが、1公有財産は、決算年度中増減高はありませんでした。25ページ2物品（イ）車両は、老朽車両の廃棄等により2台減となりました。（ロ）重要物品は、救急車の更新配備に伴い自動式心臓マッサージ器を増強したほか、担架、人工呼吸器等、老朽化による廃棄など1点減となりました。以上で、令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書の概要説明を終わります。なお、決算書にあわせて提出いたしました地方自治法第233条第5項の規定によります主要施策の成果及び実績報告書などの調書の説明は省略させていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

[会計管理者 久世 徹君 降壇]

○議長（堀端 脩君） 次に、監査委員の報告を求めます。西村監査委員。

[監査委員 西村 和浩君 登壇]

○監査委員（西村 和浩君） ただいま上程されております 議案第6号 「令和元年度 松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算」の審査意見につきまして、報告させていただきます。この審査は、市野幸男・奥山幸洋両委員と共に実施をいたしました。その内容と結果につきましては、

お手元に配布させていただいております「令和元年度 松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算審査意見書」のとおりでございますので、ポイントを絞りまして説明いたします。それでは、意見書の1ページをお願いいたします。審査の対象、期間、方法は、記載のとおりでございます。審査の結果でございますが、審査に付された、令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は証拠書類と符合し、予算の執行は概ね適正であると認められました。なお、決算審査にあたり参考としました例月現金出納検査の結果につきましても、適正に処理されていましてことをあわせて報告いたします。2ページをお願いいたします。予算の執行状況、決算収支につきまして、松阪地区広域消防組合会計の決算額は、記載のとおりで、歳入歳出差引残額2,078万2,515円が実質収支額となっております。そのほか、予算の執行状況は、記載のとおりでございますので説明を省略いたします。4ページ及び5ページをお願いいたします。実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございますが、審査の結果で申し上げましたとおり、計数は正確なものと認められました。6ページの「むすび」につきましては朗読させていただきます。以上、令和元年度松阪地区広域消防組合会計の決算審査の結果について述べたものである。決算額は、歳入32億6,736万1,073円（対前年度比112.9%）、歳出32億4,657万8,558円（対前年度比112.8%）で差引（形式収支）2,078万2,515円の残額を生じ、翌年度繰越財源がないことから、実質収支額は、2,078万2,515円となっている。当年度は、高機能消防指令センター総合整備工事が行われ、119番通報受信時の場所特定機能の強化、ドローン等を使用した災害現場の映像をリアルタイムに指令センターで把握できるなど、消防通信体制が強化された。今後はより一層、住民からの緊急通報に献身的かつ迅速に対応できるよう努められたい。新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や社会に莫大な影響を与えており、消防機関においても感染防止対策を強化することが求められている。構成市町の財政が極めて厳しい状況であるなか、交付金、各種起債及び補助金等を有効に活用し、ハード面の強化等、消防救急体制の維持に努められたい。人口減少・高齢化社会においても大規模かつ多様化する災害に的確に対応し、地域住民の生命、身体及び財産を守るため、人材育成や組織体制について研究を図るとともに、消防の広域化及び近隣消防本部との機能的連携についても研究を行い、将来を見据えた持続可能な消防体制の基盤を築き、地域住民の負託に応えられることを期待する。以上で決算審査意見書の説明を終わります。

[監査委員 西村 和浩君 降壇]

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第6号は認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[「賛成者挙手」]

○議長（堀端 脩君） ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第6号令和元年度松阪地区広域消防組合会計歳入歳出決算認定については認定されました。

日程第6 令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算（第1号）

日程第7 令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について

○議長（堀端 脩君） 次に日程第6「議案第7号 令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正

予算第1号」日程第7「議案第8号 令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更について」以上、議案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○議長（堀端 脩君） 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寛君 登壇]

○副管理者（永作 友寛君）ただいま上程されました、議案第7号令和2年度 松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号、並びに議案第8号令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更についての2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。まず、議案第7号令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げますので議案書の3ページを お願いいたします。第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、2億2,879万 3千円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を、それぞれ31億8,598万6千円にお願いするものでございます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う感染防止対策を図るため、追加をお願いするもので御座います。8ページ、9ページを お願いいたします。それでは、歳入について、ご説明を申し上げます。第1款 分担金及び負担金、第1項 分担金、第1目 市町分担金で、 2億2,879万 3千円の追加をお願いするものでございます。10ページ、11ページを お願いいたします。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第2款 総務費、第1目 一般管理費は、494万2千円の追加をお願いするものでございます。説明欄1総務一般経費371万2千円の追加は、手指消毒剤など感染症対策消耗品費、Web会議システムや無線LAN導入にかかる経費でございます。説明欄2貸与被服費123万円の追加は、新型感染防止衣導入に伴う消耗品費の追加によるものでございます。次に、第3款消防費は、松阪市内の3署3分署の運営に要する松阪消防費、明和町及び多気町内の1署2分署の運営に要する出張所費並びに消防施設費に分かれております。主な事業につきまして、ご説明申し上げます。第1目松阪消防費は、7,582万8千円の追加をお願いするものでございます。説明欄1松阪消防一般経費870万7千円の追加は、手指消毒剤など感染症対策消耗品費及び無線LAN導入に伴う委託料、アルコール備蓄庫購入費等でございます。説明欄3貸与被服費534万円の追加は、新型感染防止衣導入に伴う消耗品費でございます。説明欄5消防用資機材購入事業1,711万9千円の追加は、感染症対策救急活動用消耗品と消毒用噴霧器、自動心肺蘇生器及び患者隔離搬送バック の備品購入費でございます。説明欄6高規格救急自動車購入事業3,488万7千円の追加は、感染症対応救急自動車購入経費でございまして、現在、新型コロナウイルス感染症専用車として指定おります予備救急車を更新配備しようとするものでございます。説明欄7人員輸送車購入事業952万7千円の追加は、複数の感染症疑い傷病者が発生した場合などにおいて、迅速に医療機関等に搬送するための人員輸送車購入経費でございます。第2目出張所費は、731万7千円の追加をお願いするものでございます。説明欄2貸与被服費183万円の追加は、新型感染防止衣の導入に伴う消耗品費でございます。説明欄4消防用資機材購入事業5 1 7万6千円の追加は、感染症対策救急活動用消耗品費と 自動心肺蘇生器及び患者隔離搬送バッグの備品購入費でございます。第3目消防施設費は、1億4,070万6千円の追加をお願いするものでございます。説明欄1 施設管理運営事業は、職員同士の接触機会を低減するため、現在個室化されていない松阪中消防署、明和消防署及び多気分署の仮眠室を個室化し、衛生管理面の整備をおこなうものでございます。また、感染拡大期には、救急隊が使用するマスク等感染防止資器材の入手が困難となりますことが予想され、さらに、感染拡大防止の観点から、救急業務に従事する職員に感染症疑いなどが生じた際の一時的な待機スペースが必要と考え、備蓄庫兼多目的スペースを新た

に建設しようとするものでございます。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。議案第8号令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。令和2年度市町分担金変更明細書補正第1号につきましては、先ほどの議案第7号令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号に関連しての変更でございます。松阪市におきましては、1億9,981万8千円、多気町におきましては、927万円、明和町におきましては、1,970万5千円をそれぞれ追加させていただき、変更後の分担金合計を30億7,349万円に定めさせていただくものでございます。以上、2議案についての説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寛君 降壇]

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[久松倫生君挙手]

○議長（堀端 脩君） 久松議員。

○議員（久松 倫生君） それではただいまの議案7号、8号について少し質疑をさせていただきたいと思っております。今回の補正予算は新型コロナウイルス感染対策の重要な内容があるとこのように認識をしております。それゆえに質疑をしておきたいと思っております。今回の予算措置の主な内容というのは、1つは仮眠室の個室化3署のですね仮眠室の個室化がありますし、感染防止資器材の備蓄のための施設と緊急的な待機スペースの建設あるいは資器材そのものの購入があると思っております。3つ目には感染症対応の特殊救急車といいますか、いわゆる人員搬送車の購入という新しい措置が取られるということであろうと思っております。事業の経過でありますけれども、先ほどの監査委員の意見書の中にもございました、大変財政が厳しい中でも国の交付金等を活かして必要な対応をすべきだということの具体化かなと思っております。そういうところでの認識をお伺いしておきながら1つは松阪消防の皆様方大変なご努力といいますか、特に4月24日に私たまたまその日も消防本部に出かけておまして、今日ここで陽性者が判明しましたということを知って大変お互い緊張感が走ったと思っております。しかし、その後松阪管内あるいは消防関係の中でですね、感染拡大が防げてきたのはどういう対応がよかったのかということもお聞きをしておきたい。この予算はこうしたいくつかの新しい2億を超える施策があるわけですが、施策がないもとも4月24日から今日まで大変なご努力のもとに、現場での大きなご努力があったと思っております。職員の感染拡大防止を図ることは、これは住民サービスに直結することであり、救急業務は医療現場の一角の取り組みとしてですね、重要な位置づけがあると思っております。感染者が明らかになって救急搬送のあり方に大きな変化があったと思っておりますけれどもどんな対応が行われてきたのか、そしてこのことをしっかり共有することが今回の予算措置の重要性、このことを明確にすることではないかと思っております。感染症が蔓延しても救急搬送業務を維持する。このことを感染症病傷者と通常の救急搬送をしっかり区別し行うことなどの施策というものの重要性が示されるのではないかと思いますけれどもこれからの今回の予算措置と救急搬送体制の意義とこれからの住民全体への皆様方の共通認識をどう作っていくかということの一つご答弁願いたいと思っております。

○議長（堀端 脩君） 武田消防長。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

◎消防長（武田 一晃君） 久松議員からの質問につきまして、私から回答させていただきます。まず、経過と取り組みでございますが、救急活動につきましては、全ての事案において、感染防止衣、手袋、サージカルマスク等標準的な感染予防策は常に図っております。特に感染症疑い事案については、加えて、ゴーグルやN95マスク等を使用しております。そのような中、本年4

月24日に当消防組合職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明いたしました。当該職員は、4月11日から12日にかけての当直勤務を終え、週休日である13日の夜に発熱症状を呈したことから、共に勤務しておりました職員の調査を行い、健康観察に注視するとともに不測の事態に備え、体制の確保も考慮していたところでございます。しかし、勤務中は常にサージカルマスクを着用し感染防止対策を図っておりますが、個室化されていない仮眠室で、マスクを外し仮眠していた数時間、付近で仮眠していた職員2名が濃厚接触者として保健所から指定を受け、健康監視の対象となったところでございます。幸い、この2名に、感染はありませんでした。消毒作業につきましては、保健所と相談し、仮眠室、事務所、車両など当組合職員が実施しております。このことから、その後の対応といたしましては、組織的体制の構築として、対策本部設置要綱を策定し、消防長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、当消防組合独自の対応方針を作成し、感染症対策に精通している救急救命士の資格を持った指導的立場にある課長補佐級職員5名を感染症対策チームとして構成し、個別具体的な検討を行うとともに、各署所においては、職場の感染防止、環境整備を担当する職員と救急活動を管理する職員を指名いたしました。対応方針においては、救急活動における感染防止対策をはじめ、通信指令員の119番受信時の聴取内容やその対応、確定例患者や疑い患者を救急搬送した際の対応、感染事故が生じた場合や職員に疑い患者が発生した場合など緊急時における対応等を明確にするとともに、各種業務やイベント等の実施判断基準、職場や職員の感染防止にかかる具体策などを取り決め、全職員に対して、感染拡大防止に対する意識付けを含め、周知徹底を図ったところでございます。具体的には、救急活動における感染防止対策として、新型コロナウイルス感染症が強く疑われる場合は、N95マスク、不織布キャップ、シューズカバーを追加装備いたします。また、車検や故障時等に使用するための非常用救急自動車を活用し、車内患者室にビニールシートを養生するなど感染防止対策を施し、病院間の転院搬送を主とした感染症傷病者搬送車両に指定し運用いたしております。これにより、感染症傷病者以外の救急搬送と分けることで、住民への二次感染を防止し、消毒作業の短縮等を行い、感染症以外の救急対応への影響の軽減を図っております。救急活動後の対策としましては、搬送後、所属の消防署、分署に戻ってから消毒を実施するのではなく、直ちに実施する必要があるため、3病院に直近の松阪中消防署に立ち寄り、予め指定している消毒作業用スペースにおいて、救急車の消毒、活動に使用した感染防止資器材などの感染性廃棄物を処理することとしております。職場の環境改善としては、保健所の見解を伺いながら交替制勤務における濃厚接触を低減させる取り組みとして、仮眠室が個室化されていない署所においては、ベッドをビニールシート等で囲うほか、一時的に会議室などを利用する等出来る限り分散し、仮眠をとる対策を講じたところです。また、職員のマスク着用や、手指消毒、検温を実施するとともに窓口にビニールカーテン等の設置や、申請等にかかる相談、事前協議などの際は、透明の衝立を設けた別室をご案内するほか、各種届出書類の提出については郵送も可能とする等、飛沫、接触感染等を回避するよう配慮しております。熱中症対策としましては、事務室で会話をせず、十分な距離を保つことの出来る場合等においては、マスクを外すことも可能とし、救急出動においては、活動後のこまめな水分補給と体調管理を徹底しているところでございます。また、非常時における人員確保については、広域管内の各署間でカバーするとともに、必要に応じ、毎日勤務者の補勤体制の確保等についても考えているところでございます。今回、当消防組合が感染拡大を防止することが出来たのは、これらの具体的な対策に取り組んだことと、何より、職員の感染防止に対する意識が根付いたことによるものと認識しているところでございます。最後に、

救急搬送業務をはじめとした消防行政サービスが低下することの無いよう、今後もしっかりと対策を講じ、対応していきたいと考えておりますので、ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議員（久松 倫生君） 滅多と言わないですけど、ありがとうございますと言っておきます。大変力強いご答弁だったと思います。具体的対策と職員関係者の意識が根付いたということでしたので、大きな教訓として受け止めていきたいと思います。管理者、副管理者にお伺いしますが、今度の予算は非常に重要な予算ですけども出来るだけ早い執行をお願いしたいけど、いつまでに実行できるかお聞きしたいんですけどいかがですか。

○管理者（竹上 真人君） 議決後、各所において速やかに実行できるように努力をしております。

○議長（堀端 脩君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。はじめに、議案第7号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第7号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第7号令和2年度松阪地区広域消防組合会計補正予算第1号は原案どおり可決されました。

○議長（堀端 脩君） 次に議案第8号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第8号は、原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第8号令和2年度松阪地区広域消防組合の市町分担金の変更については原案どおり可決されました。

日程第8 監査委員の選任について

○議長（堀端 脩君） 次に日程第8 議案第9号 監査委員の選任について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。竹上管理者。

[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者（竹上 真人君） ただいま上程されました、議案第9号監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。本日、配付いたしました人事案件の議案書をお願いいたします。議会の議員から選任する本組合の監査委員として、深田龍議員をお願いしようとするものでございます。経歴などにつきましては、お手元の議案書裏面に記載のとおりでございます。本組合の監査委員として適任と考え、提案しますので、よろしくお願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

○議長（堀端 脩君） 本案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） ありがとうございます。おはかりいたします。本案に同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（堀端 脩君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は同意することに決しました。監査委員に選任されました深田龍議員からご挨拶があります。

[深田議員 入場・登壇]

○議員（深田 龍君） 先ほど皆様からご推挙いただき監査員という大役を務めさせていただくこととなりました。まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。これから一年勤めあげる所存でございます。どうぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

[深田議員 降壇]

日程第9 報告第2号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（堀端 脩君） 次に日程第9 報告第2号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解を議題といたします。執行部の説明を求めます。武田消防長。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

○消防長（武田 一晃君） ただいま上程されました、報告第2号専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明申し上げます。議案書の15ページを お願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により専決処分事項の指定を受けております損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和2年2月27日に専決第2号として専決処分いたしましたことから、ご報告させていただくものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げます。16ページを お願いいたします。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市嬉野中川新町地内において発生いたしました松阪北消防署配備の救急車の公務上の物損事故に係るものでございます。損害賠償の額は、9万6,833円で、損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和2年2月4日午後2時40分ごろ、松阪市嬉野中川新町四丁目のAコープうれしの店駐車場において、消防立入検査終了後、駐車場から救急車を発進させる際、救急車の左側に駐車していた普通乗用車の右前部バンパーと救急車の左後部フェンダーが接触し、相手方車両に損傷を与えたものでございます。過失割合は当方が10割で、2月27日に示談が成立しているものでございます。平素から交通事故防止、安全管理については、繰り返して指導しているところでありますが、今回、当事者の方に損害を与えてしまいましたことに深くお詫び申し上げる次第でございます。今回の事故を受け、対策といたしましては、広いスペースに駐車するなど、また、発進する際には、周囲の確認を他の乗車員とともにやり、連携を図るなど、交通安全研修を実施し、事故防止、安全運転に対する意識の高揚に努めたところでございます。今後ともより一層、徹底を図って参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） 以上で、報告を終わります。

日程第10 報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（堀端 脩君） 次に日程第10 報告第3号専決処分の報告について損害賠償の額の決定及び和解を議題といたします。執行部の説明を求めます。武田消防長。

[消防長 武田 一晃君 登壇]

○消防長（武田 一晃君） ただいま上程されました、報告第3号専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、ご説明申し上げます。議案書の17ページを お願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により専決処分事項の指定を受けております損害賠償の額の決定及び和解につきまして、令和2年6月17日に専決第3号として専決処分いたしましたことから、ご報告させていただくものでございます。それでは、

内容につきましてご説明申し上げます。18ページを お願いいたします。損害賠償の額の決定及び和解の内容は、松阪市茶与町地内において発生いたしました松阪南消防署配備の救急車の公務上の物損事故に係るものでございます。損害賠償の額は、2万6,400円で損害賠償の相手方及び和解の概要につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事故の状況でございますが、令和2年5月29日午前11時40分ごろ、松阪市茶与町地内で発生した救急事案の出動途上、茶与町の市道を右折した際、住宅の底部分に救急車の右後部赤色灯を接触させたものでございます。過失割合は当方が10割で、6月17日に示談が成立しているものでございます。平素から交通事故防止、安全管理については、繰り返して指導しているところではありますが、今回、当事者の方に損害を与えてしまいましたことに深くお詫び申し上げます次第でございます。今回の事故を受け、改めて現場までの経路確認、右左折時の確認、誘導方法等を理解させる等、車両操作訓練に取り組んだとともに若年の機関員を対象に交通安全研修を実施し事故防止、安全運転に対する意識の高揚に努めたところでございます。今後ともより一層徹底を図って参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

[消防長 武田 一晃君 降壇]

○議長（堀端 脩君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀端 脩君） 以上で、報告を終わります。

○議長（堀端 脩君） 以上をもちまして、今期臨時会の案件は全部議了いたしました。今期臨時会はこれにて閉会をいたします。大変お疲れ様でした。

14時24分 閉会